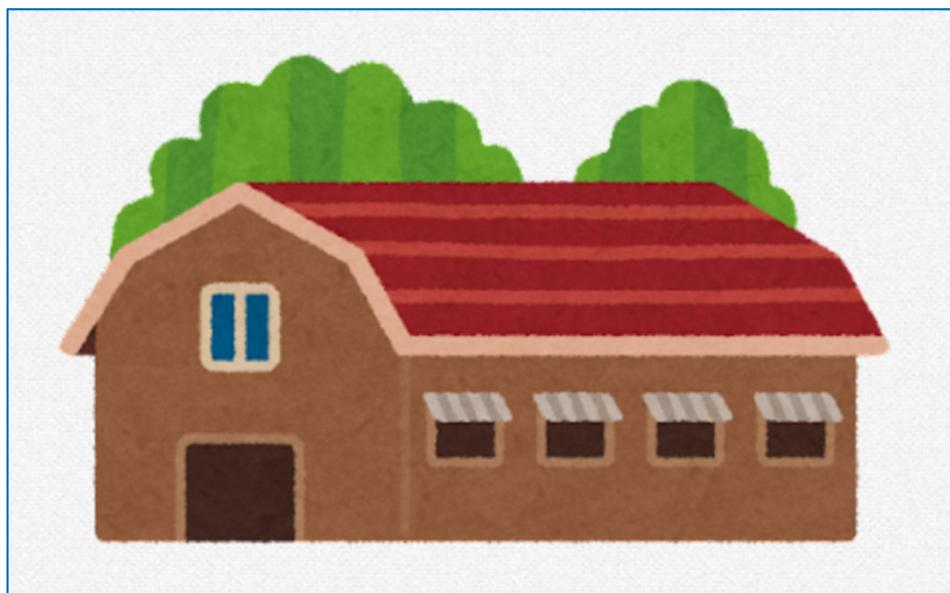


畜舎特例法に基づく

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律)

電子申請らくらくマニュアル

(申請者編)



令和7年2月
Ver. 1.1

目次

1. 共通申請サービスの概要	1
2. 手続きの流れ	2
3. ログイン・ログアウト	12
① ログイン	
② ログアウト	
4. 電子申請	15
5. 修正確認・差戻対応	21
修正確認依頼	
差戻	
6. 結果の確認	23
7. Q&A	25
(参考) 申請代行について	29

共通申請サービスの新機能実装や事例の蓄積等に応じて適宜当マニュアルを修正します。修正時は各担当者にお知らせします。

1. 共通申請サービスの概要

サービスの概要

「農林水産省共通申請サービス」（通称：eMAFF）（以下「共通申請サービス」と略します）とは、農林水産省が所管する法令に基づく申請等並びに補助金及び交付金の申請等をオンラインで行うためのオンライン申請システムです。

共通申請サービスによって、様々な手続きをいつでも容易にオンラインで申請できるようになるほか、ワンストップ、ワンスオンリーなど申請者の利便性を向上させることを目的としています。

また、申請データがデジタル化されて保存されていくため、過去の申請データを容易に参照できるようになるなど、審査者の業務も効率的に行うことができる環境を実現します。

利用可能時間

共通申請サービスは、システムメンテナンスの時間帯を除き、原則として、24時間365日利用することができます。

なお、システムメンテナンスの実施予定は、共通申請サービストップ画面のお知らせから確認ください。



利用できるブラウザ

OS	OSのバージョン	ブラウザ※2※3
Windows	10、11※1	Google Chrome Mozilla Firefox Microsoft Edge※4
macOS	バージョン10.14.6.1以上	Google Chrome Mozilla Firefox Apple Safari
Android	バージョン9.0以上	Google Chrome
iOS	バージョン13.0以上	Apple Safari

- ※1 Windows 10、11以外はサポート対象外です。
- ※2 ブラウザは最新のバージョンをお使いください。
- ※3 Microsoft Internet Explorer（IE）は使用できません。
- ※4 Microsoft Edgeは「Chromium」のみサポートとなります。

利用可	利用不可
	
	
	
	

自動ログアウト

セキュリティ確保のため、無操作の状態が2時間以上続くと自動的にログアウトされます。この際、入力途中のデータは保存されません。

長時間操作を中断する際は、必ず一時保存をしてください。

2. 手続きの流れ

申請者（生産者等）・申請代行者（建築士等）

審査者（都道府県）

IDの取得
初回のみ

①書類郵送申請

- 個人事業主の方
印鑑登録証明書
- 法人の方
印鑑証明書

①オンライン申請

マイナンバーカード
スマートフォン※
※カード読取可能

② gBiz IDの取得

デジタル庁のHPからgBiz IDプライムを取得。

gBizIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

- ・gBizIDを取得すると、一つのID・パスワードで全ての行政サービスにログインできます。
- ・アカウントは最初に1つ取得するだけで、有効期限・年度更新の必要はありません。
- ・取得したアカウントの情報は、大切に保管してください。

手数料納付の際は申請前に都道府県窓口へお問い合わせください

③ 申請項目入力

申請様式に沿って
申請項目を入力。

④ 電子申請

必要な添付資料を
共通申請サービスに
添付し申請。

⑤ 受付・審査

申請を受け付け、
申請内容を確認。

- 添付可能な電子ファイル
(建設図書や現場写真等)
の大きさは、1ファイル
あたり**20Mb**までです。
20Mbより大きいファイル
は添付できませんので、
申請前に、提出先の都道府
県庁までお問い合わせくだ
さい。

⑦ 修正対応

都道府県の指示に従
い修正等に対応。

⑥ 修正等依頼

- 【修正確認依頼】
都道府県で申請書等
を確認したのち、
申請者に内容確認を
依頼。
- 【差戻】
申請者に申請書等の
修正を依頼。

- 都道府県あて手数料
(収入証紙)を納付する
場合は、申請前に提出先
の都道府県庁までお問
い合わせください。

⑨ 結果確認

審査結果や通知を
確認

⑧ 承認・却下

審査結果（承認or却
下）をクリック。
必要に応じて通知文
も添付。

畜舎建築利用計画に係る申請・届出等

3. 申請者IDの取得 (gBizIDプライム取得)

gBizIDプライムは、法人代表者もしくは個人事業者以外は作成できません。また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください！

① gBizIDの取得 事前の準備

書類郵送申請

お手続きに必要なもの

G BizIDの申請書と必要書類を郵送の上、審査を経てアカウント登録を行います。



個人事業主の方は
印鑑登録証明書



法人の方は
印鑑証明書



登録印

+



申請用端末 (PC等)
とメールアドレス



SMS受信用の
スマートフォンor携帯電話

オンライン申請

お手続きに必要なもの

マイナンバーカードとスマートフォンをご用意いただきオンラインにて申請を行います。



マイナンバーカード

※ 詳細は[利用可能なマイナンバーカード](#)をご確認ください

+



申請用端末 (PC等)
とメールアドレス



[カード読み取り可能](#)および
SMS受信が可能な
スマートフォンに
gBizIDアプリインストールが
必要です

② gBizIDの取得 HPログイン

(1) デジタル庁のHPからgBizIDプライム取得ページにアクセスします。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※令和3年9月より、当該システムは経済産業省からデジタル庁へ移行されました。

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/gbizid>

(2) 画面の説明に従い、メールアドレスやその他必要事項を入力します。

The screenshot shows the gBizID homepage with a navigation bar at the top containing 'ホーム', 'マニュアル', 'ヘルプ', 'リクエスト', and 'ログイン'. The main heading is 'gBizID へようこそ。' followed by the text 'G BizIDで、行政サービスへのログインをラクにする。' and 'G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。' Below this is a section titled 'G BizIDを使い始める' with two main buttons: 'gBizIDの登録' and 'gBizIDのログイン'. Under 'gBizIDの登録', there are two sub-buttons: 'gBizIDプライム作成' (circled in red) and 'gBizIDエントリー作成'. Callouts provide additional information: 'アカウント情報を変更する場合はこちら ※登録情報が確認できます。' points to the 'ログイン' button; '電子申請業務の委任を受けたい場合、委任を行いたい場合はこちら' points to the 'gBizIDの登録' button; and 'gBizIDプライムを作成する場合はこちら' points to the 'gBizIDプライム作成' button. A second callout for 'gBizIDエントリー作成' states: 'gBizIDエントリーを作成する場合はこちら ※gBizIDエントリー作成後、gBizIDプライムに変更することもできます。'

※ 1つのアドレスにつき1つのIDしか登録できません。

4. ログイン・ログアウト（1）

① ログイン

(1) 以下のURLから共通申請サービスのページにアクセス。

<https://e.maff.go.jp/>

(2) gBizIDでログインをクリック。

(3) IDとパスワードを入力しログイン。

農林水産省共通申請サービス | eMAFF

gBizIDでログイン

操作マニュアル よくあるご質問 お問い合わせ

初めての方へ 現在のご登録者数：1,324人

農林水産省共通申請サービスのことを詳しく知りたい方、ご利用になりたい方はこちらから

農林水産省共通申請サービスとは

都道府県庁職員は地方農政課本局に、市町村役場職員は地方農政課都道府県協議点にお問い合わせください。
なお、沖縄県内の地方自治体職員は、県庁職員、市町村役場職員を問わず、内閣府沖縄総合事務局農政課にお問い合わせください。
個別制度に関するご質問は、お近くの農政官、市町村窓口にお問い合わせください。

ご利用開始までの流れ

ステップ1 gBizIDの取得

農林水産省共通申請サービスは複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することの出来る認証システム「gBizID」の登録が必要です。

gBizIDとは gBizIDの取得

ステップ2 gBizIDでログイン

取得したgBizIDで農林水産省共通申請サービスにログインします。
初回ログイン時に、利用目的にご同意していただく必要があります。

gBizIDでログイン

ステップ3 農林水産省共通申請サービスを利用する

各制度のマニュアルを参照の上、申請を行ってください。

操作マニュアルはこちら

gBizID

ログイン

アカウントID

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた方はこちら
アカウントを持っていない方はこちら

ページ先頭へ

Copyright Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.

パスワードを10回間違えるとロックされる。
この場合、「パスワードを忘れた方はこちら」
をクリックし、パスワードの再発行をする。

4. ログイン・ログアウト (2)

(4) ID取得時に登録したメールアドレスに5桁の認証コードが届く。

※受信までに数分程度がかかる場合がある。

(5) 届いた認証コードを入力し次へをクリック

<タイトル>
【農林水産省共通申請サービス】ログイン用の認証コードが発行されました。

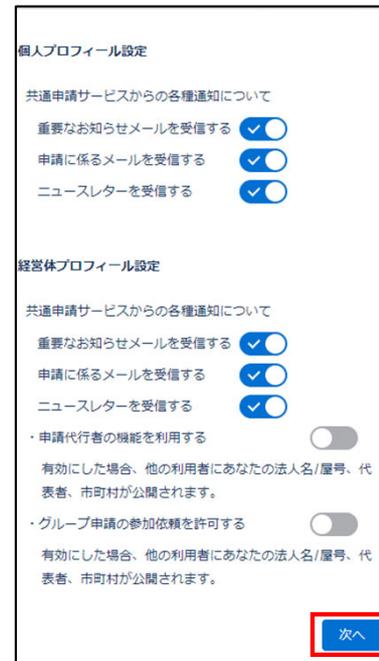
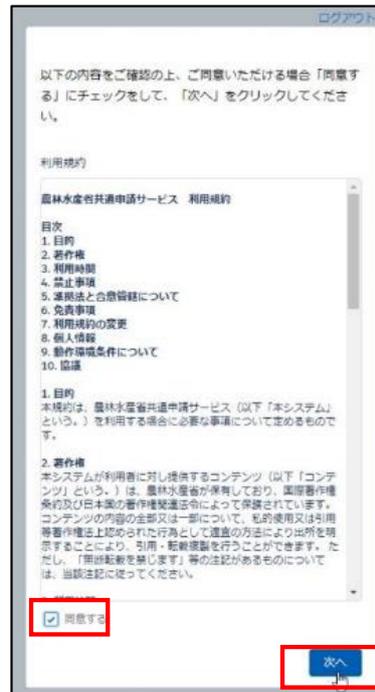
<本文>
ログイン用の認証コードが発行されました。

認証コード：37043



(6) 利用規約を確認後、同意するにチェックをいれて次へ (初回のみ・左図)

(7) 設定はいつでも変えられるため、とりあえず次へ。(初回のみ・右図)



(8) ログイン完了
トップページが開く。



4. ログイン・ログアウト（3）

② ログアウト

画面右上の▽をクリックし表示されたログアウトを選択。



2 時間以上無操作が続いた場合は自動でログアウトします。
長時間操作を中断する場合は、必ず一時保存をしてください。

5. 電子申請（1）

① 申請項目の入力、電子ファイル添付

申請画面にて申請項目を入力し、必要な電子ファイルを添付（文字等認識できれば写真添付も可）。

② 電子申請

(1) 農林水産省電子申請サービスにログイン（2ページ参照）

(2) 画面左上の「手続きを探す」から「キーワードで探す」を選択。

(3) 「対象者」に✓し、🔍マークに「畜舎」と入力

(4) 1ページあたりの表示件数を25とし、すべての手続きを表示させ、該当する手続きの右端「新規」をクリックし次へ

農林水産省共通申請サービス | eMAFF

農林水産省に関する各種手続きを、インターネットを利用して電子的に手続きが行えるサービスです。

🏠 手続きを探す ▼ マイページ ▼ お困りの場合 ▼

🔍 キーワードで探す

お知らせ

- よく利用されている手続きから探す
- 定期的な手続きから探す
- あなたの申請一覧から探す

🔍 このリストを検索...

▼	掲載日付 ▼	タイトル	▼	カテゴリ ▼
新規	2022/02/18	2月24日（木）農林水産省共通申請サービスのメンテナンスのお知らせ		全般
新規	2022/02/18	【完了】2月17日（木）収入保険サイトメンテナンスのお知らせ		全般

🏠 手続きを探す ▼ マイページ ▼ お困りの場合 ▼

手続きをキーワードで探す

農業 林業 水産業 その他

行政手続 補助金 融資

キーワードを指定して検索

対象者

<input checked="" type="checkbox"/> 農業者	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに農業に参入する者	<input checked="" type="checkbox"/> 農業者のグループ	<input checked="" type="checkbox"/> 農業協同組合
<input checked="" type="checkbox"/> 土地改良区・県土連	<input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体	<input checked="" type="checkbox"/> 大学・試験研究機関	<input checked="" type="checkbox"/> 食品関連業者
<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 信用農業協同組合連合会	<input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 社団法人・財団法人
<input checked="" type="checkbox"/> 協同組合・企業組合	<input checked="" type="checkbox"/> 特定非営利活動法人・独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 協議会	<input checked="" type="checkbox"/> 農業協同組合連合会

🔍 畜舎

制度 ▼	手続き ↓	申請期間（開始） ▼	申請期間（終了） ▼	参考情報 ▼	申請 ▼	新規
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	分割認可申請書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	認定畜舎等の利用状況届出書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	認定畜舎等の滅失届出書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	認定畜舎等の建築等工事完了届	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	認定計画実施者の相続届出書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	畜舎建築利用計画の変更認定申請書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	畜舎建築利用計画の認定申請書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	合併認可申請書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	解散届出書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	仮使用認定申請書	2022/04/01	2023/03/31		未	👁

👁 1 次 >

1 5 1ページあたりの表示件数: 25

【手続き】
以下の12手続きから選択

- ① 畜舎建築利用計画の認定申請書
- ② 畜舎建築利用計画の変更認定申請
- ③ 畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書
- ④ 認定畜舎等の建築等工事完了届
- ⑤ 仮使用の認定申請書
- ⑥ 認定畜舎等の相続届出書
- ⑦ 認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書
- ⑧ 合併認可申請書
- ⑨ 分割認可申請書
- ⑩ 解散届出書
- ⑪ 認定畜舎等の利用状況定期報告
- ⑫ 認定畜舎等の滅失届出書

5. 電子申請（2）

（5）必要事項の入力及び申請書等を添付

例として「畜舎建築利用計画の認定申請書」の申請画面を利用していますが、基本的な画面構成や操作はすべての手続で共通です。

申請書の編集 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 畜舎建築利用計画の認定申請書

申請内容

申請情報

申請年度 2022 申請年月日 2022

文書番号 申請ステータス

提出先（地域レベル） 提出先（地域名）

経営体情報

経営体ID E-0013-9803-75 法人番号

法人名/屋号 テスト農場 法人名/屋号カナ テストノウジョウ

住所 東京都新宿区新宿1丁目1-1

代表者名 申請 太郎 代表者名カナ シンセイ タロウ

eMAFF種別 eMAFF未活性

申請年月日

宛先（都道府県知事） 該当する都道府県を選択してください。

申請者

申請者の住所又は主たる事務所の所在地 都道府県 市区町村

町名、番地

氏名又は名称

連絡先：電話番号 半角数字で入力してください。

（法人の場合）代表者氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

畜舎建築利用計画

1. 申請者の概要

(1) 氏名又は名称及び法人の場合は代表者氏名

氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名

(2) 住所又は主たる事務所の所在地

申請者の住所又は主たる事務所の所在地 都道府県 市区町村

町名、番地

(3) 連絡先

連絡先：電話番号 連絡先：E-mailアドレス

「都道府県」を選択

手続き名を確認

申請日を右端の
カレンダーから
の選択

申請先の都道府
県を選択

畜舎等の所在地の都
道府県知事あて申請

虚偽の入力により認定を受けた場合は、認定の取
消しや罰則の対象となります。ご注意願います。

登録済項目は自動入力
(入力不要)

5. 電子申請（3）

（6）必要事項の入力及び申請書等を添付
（ファイルの添付方法は次のページ参照）

2. 畜舎等の概要

（1）数及び種類

①申請に係る畜舎等の数

棟

※下表の「編集」下の「えんぴつ」アイコンをクリックし、1棟ずつ入力・登録してください。行を追加する場合は、「⊕」ボタンをクリックし、行を追加してください。

（「畜舎等ごとに記入」する項目は、頁の先頭行に「（項目）_繰返番号（1）」などと表示されます。）

Q このリストを検索...

編集 保存 ... 畜舎等の種類 ... 番号 ... (畜舎等の大部分の... (畜舎等の一部の造... (1)

1

「編集」下の「えんぴつ」アイコンをクリックし、1棟ずつ入力・登録。行を追加する場合は、「⊕」ボタンをクリックし、行を追加。
（「畜舎等ごとに記入」する項目は、頁の先頭行に「（項目）_繰返番号（1）」などと表示。）

提出が必要な添付資料を添付。

②申請に係る畜舎等の種類_繰返番号（1）

②申請に係る畜舎等の種類

・番号 ●

・畜舎等の種類 ●
 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 地肥舎

③申請に係る畜舎等の構造

・番号 ●

（畜舎等の大部分の造り） ●
 木造 特殊コンクリートブロック造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造
 前述の構造のうち2以上の構造を併用するもの その他

（畜舎等の一部の造り） ●
 木造 特殊コンクリートブロック造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造
 前述の構造のうち2以上の構造を併用するもの その他

（該当する構造畜舎等） ●
 A構造畜舎等 B構造畜舎等

（特にならぬ場合は、省略してください。）

※ 添付図書等

（電子ファイルを添付してください） **必須**

（ファイル数が多い場合はこちらにも添付できます）

またはファイルをドロップ

またはファイルをドロップ

1ファイルの大きさは20MBです。
当申請に最大20ファイルまで添付
できます。

差戻・却下の場合に
都道府県が伝達事項
を記入

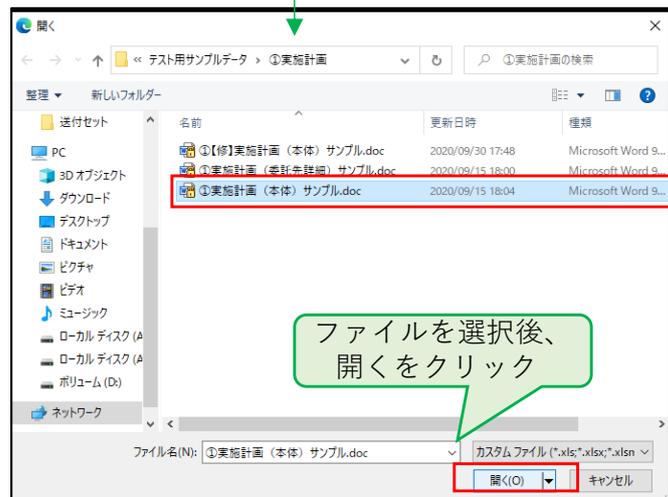
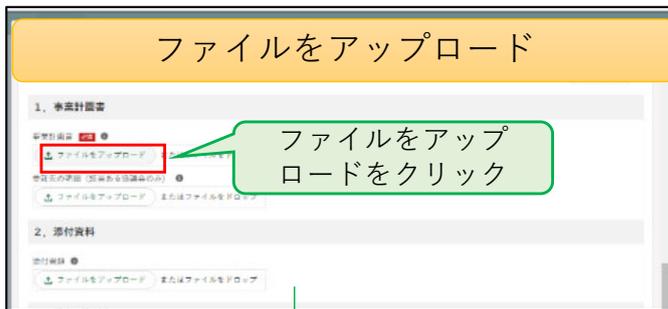
差戻・却下事由

キャンセル	保存せずに申請画面を閉じる。 （最後に保存した時点に戻る）
削除	入力内容すべてを削除 （一時保存した内容も消える）
一時保存	現時点までの入力内容を保存
申請	入力した内容で申請

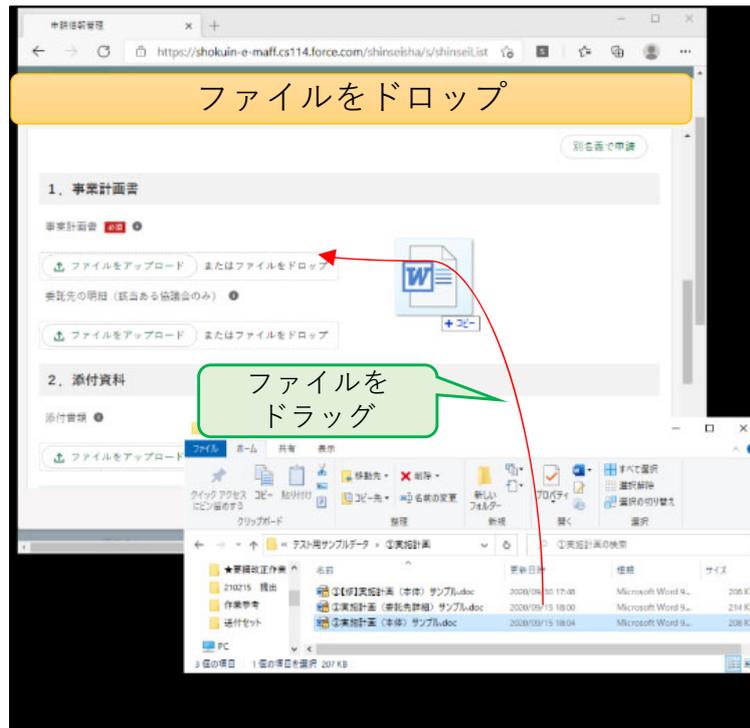
5. 電子申請（4）

【参考】添付ファイルの添付及び削除方法

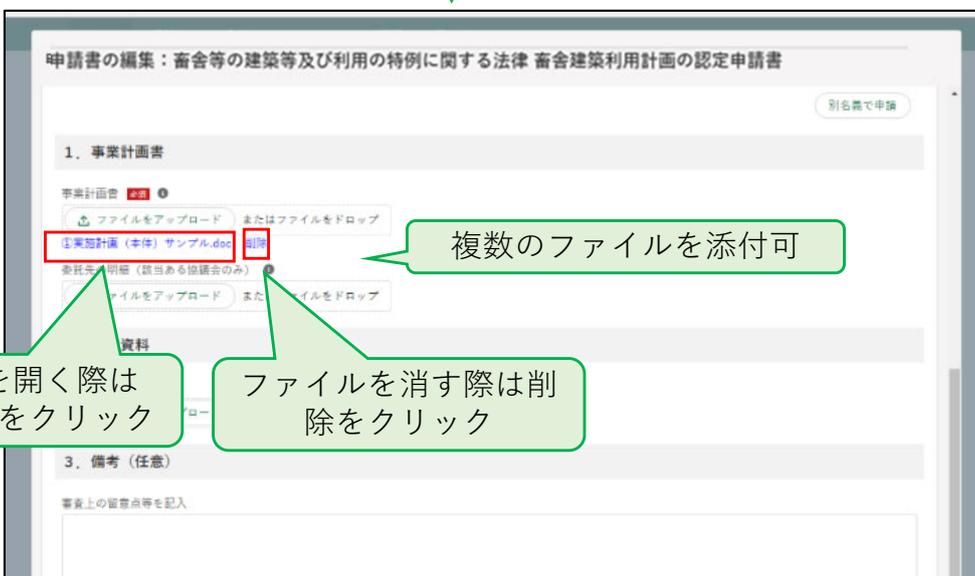
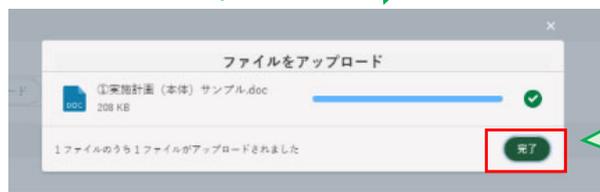
ファイルをアップロード



ファイルをドロップ



複数のファイルを同時にドロップ可



5. 電子申請（5）

(7) 申請ボタンをクリック

申請書の編集：畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 畜舎建築利用計画の認定申請書

申請内容

申請情報

申請年度 申請年月日 赤字

差戻・却下事由

キャンセル 削除 一時保存 申請

入力エラーがあると赤い帯が表示される。赤で示された項目を確認後、再度申請をクリック

エラーがなければ、赤字で「以下の内容で・・・」のメッセージが表示される。

申請する場合は「申請」
修正する場合は「キャンセル」

保存されましたと表示されればOK

申請手続き完了後、都道府県庁には、申請した旨のメールが自動送信されます。

5. 電子申請（6）

【参考】一時保存した申請の編集

(1) 画面左上の「手順を探す」から「あなたの申請一覧から探す」を選択。

(2) 一覧から編集したい手続きを探し、マークをクリック



【参考】申請の取り下げ

都道府県庁の審査受付待ちであれば申請の取り下げや修正が可能です。
(受付後は都道府県からの修正依頼を受けてから修正や取り下げを行います。)

(1) 同ページ上部の方法を参考に、取り下げたい手続きのマークをクリック

ステータスが「都道府県庁の審査受付待ち」となっていれば取り下げ可

(2) 画面下の取下げをクリック

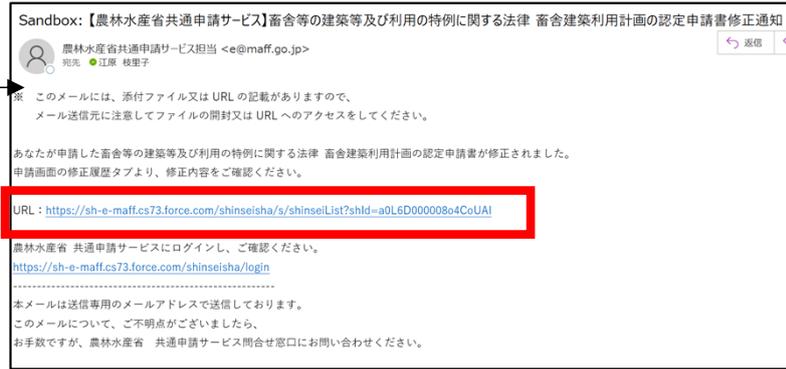
取り下げ後、修正等をして再申請する事も可能です。



6. 修正確認・差戻対応 (1)

① 修正確認依頼への対応

(1) メールで修正確認依頼の連絡がある



(2) URLから農林水産省電子申請サービスにログイン (2 ページ参照)

(3) 修正履歴のタブをクリック



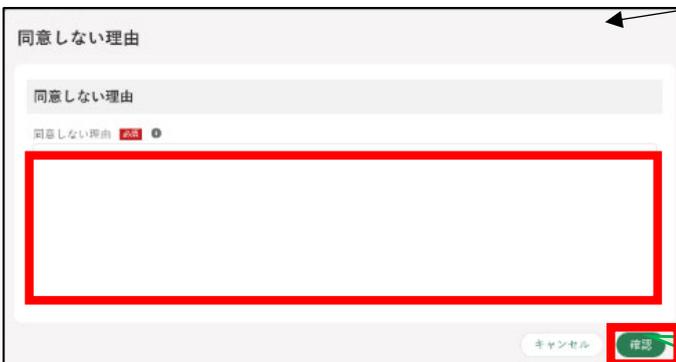
(4) 修正記録を確認し、「同意」または「同意しない」をクリック



同意しない

同意する

同意しない理由



同意しない理由を入力し、確認をクリック

同意をクリック

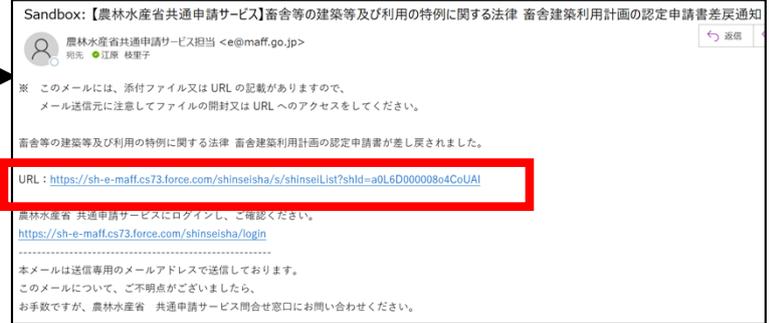
(5) 結果を送信しましたと表示される



6. 修正確認・差戻対応 (2)

② 差戻への対応

(1) メールで修正確認依頼の連絡がある



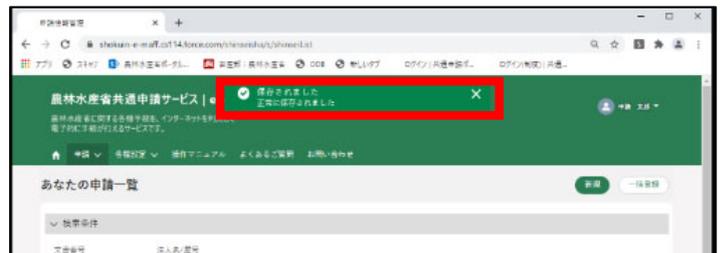
(2) URLから農林水産省電子申請サービスにログイン (2 ページ参照)

(3) 差戻・却下理由に従い内容を修正し、申請をクリック。



申請を取り下げたい場合は「取下」をクリック

(4) 保存されましたと表示される。



7. 結果の確認 (1)

① 結果確認

(1) 承認 (または却下) されるとメールが届く

URLから却下理由等を確認できる



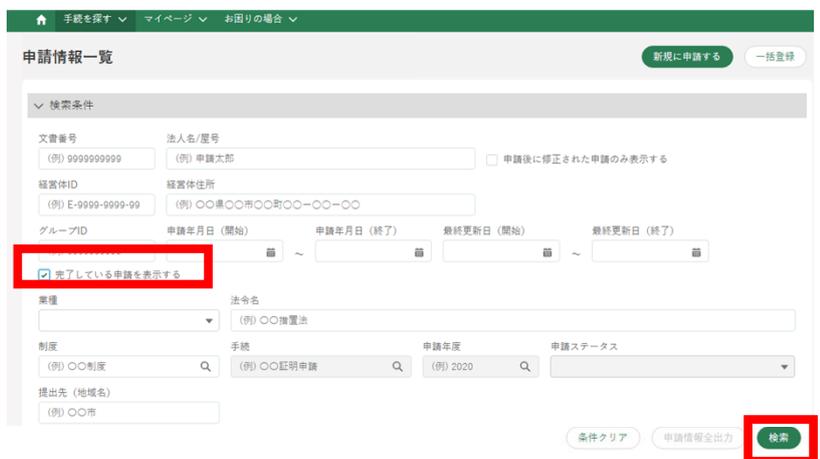
【参考】 共通申請サービス上での確認

(1) 農林水産省電子申請サービスにログイン (2 ページ参照)

(2) 画面左上の「手続を探す」から「あなたの申請一覧から探す」を選択。



(3) 「完了している申請を表示する」に✓をいれて検索



(4) ステータスを確認
 審査完了 → 承認
 却下 → 却下

制度	手続	申請...	法人名/屋号	ス...	申請年月日	文書番号	経営体ID	最終更新...	編集
<input type="checkbox"/>	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	畜舎建築利用計画の認定申請書	テスト農場	却下	2021/12/10	0000280156	E-0013-98...	2022/01/04 1...	
<input type="checkbox"/>	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書	テスト農場	却下	2022/01/06	0000281506	E-0013-98...	2022/01/06 0...	
<input type="checkbox"/>	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	合併認可申請書	テスト農場	却下	2022/01/07	0000281639	E-0013-98...	2022/01/07 1...	
<input type="checkbox"/>	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	畜舎建築利用計画の認定申請書	テスト農場	審査完了	2021/08/16	0000275630	E-0013-98...	2021/08/16 1...	
<input type="checkbox"/>	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	畜舎建築利用計画の認定申請書	テスト農場	審査完了	2021/08/30	0000275785	E-0013-98...	2021/09/01 1...	

マークをクリックすると申請の詳細が閲覧可

7. 結果の確認 (2)

② 通知文確認

従来通り郵送で対応する場合や一部の手続き（申請以外の届出・報告等）ではこの操作はありません。

(1) 通知文が添付されるとメールが届く

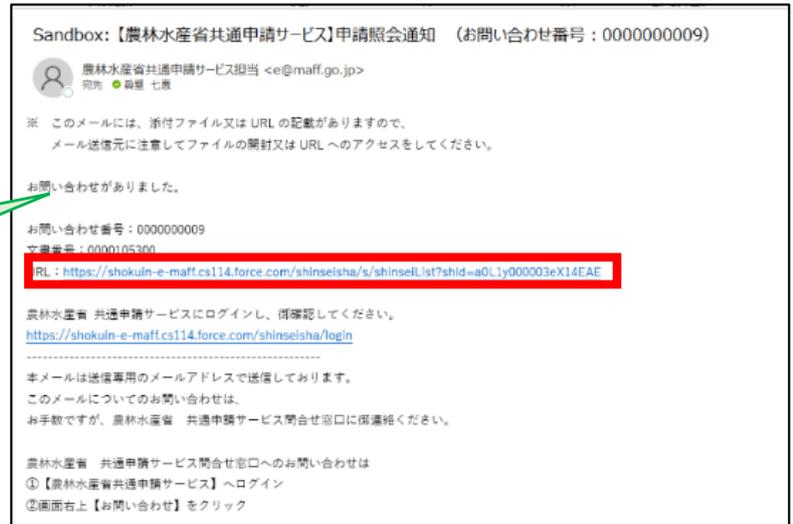
共通申請サービスの仕様上、タイトルや本文に「お問い合わせ」と表示されます。

(2) URLから申請画面を開く

(3) お問い合わせタブをクリック

(4) 確認したい通知の「詳細」をクリック

(5) 青字の部分をクリックすると通知が開く。



【目次】

●申請者編

Q1	IDを忘れた場合はどうすればいいですか。	26
Q2	PWを忘れた場合はどうすればいいですか。	26
Q3	PWを10回間違えたためロックされてしまいました。	26
Q4	担当者が代わった場合の手続きを教えてください。	26
Q5	担当者が複数名いる場合のID取得方法を教えてください。	26
Q6	申請者の代表者名や名称等が代わった場合の手続きを教えてください。	27
Q7	複数人で利用する共通アドレスでもIDを取得できますか。	28
Q8	手続きが完了している申請の閲覧方法を教えてください。	28

8. Q&A（申請者用）

Q1 IDを忘れた場合はどうすればいいですか。

A1 都道府県の担当者に問い合わせてください。

Q2 PWを忘れた場合はどうすればいいですか。

A2 ログイン画面から再設定します。
「パスワードを忘れた方はこちら」
をクリックし、必要事項を入力します。



Q3 PWを10回間違えたためロックされてしまいました。

A3 PWを忘れた場合の手続きと同様です。（Q2 参照）

Q4 担当者が代わった場合の手続きを教えてください。

A4 前任者のIDは引き継げないため、新たにIDを作成する必要があります。

Q5 担当者が複数名いる場合のID取得方法を教えてください。

A5 1つの申請者につきIDは1つでお願いしています。担当者が複数いる場合、実際に電子申請をする担当者を1名定めてその方がIDを取得してください。

8. Q&A（申請者用）

Q6 申請者の代表者名や名称等が代わった場合の手続きを教えてください。

A6 経営体プロフィール画面から編集が可能です。
なお、編集後は身元確認が必要になる場合があります。

【参考】 代表者名等の修正手順

(1) 上部の「マイページ」から「経営体プロフィール」を選択

(2) 編集したい組織の✎マークをクリック

(3) 該当項目を修正後、保存をクリック

(4) 問合せ窓口に電話またはメールで「再身元確認」の依頼をする。

The screenshot shows the application system interface. At the top, there is a navigation bar with 'マイページ' (My Page) highlighted in red. Below it, a dropdown menu is open, showing '経営体プロフィール' (Business Profile) highlighted in red. The main area displays a list of business profiles. One profile is selected, and a red box highlights the edit icon (✎) in the '編集' (Edit) column. Below the list, the '経営体情報詳細' (Business Profile Details) form is shown. The form contains various fields for business information, including '法人名/屋号' (Company Name/Trade Name), '住所' (Address), '代表者氏名' (Representative Name), and '構成員数' (Number of Members). A red box highlights the '保存' (Save) button at the bottom right of the form.

＜農林水産省共通申請サービス問合せ窓口＞

メールアドレス system-helpdesk@emmaff-ks.jp
電話番号 0570-550-410(ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

お電話の受付時間：平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

8. Q&A（申請者用）

Q7 複数人で利用する共通アドレスでもIDを取得できますか。

A7 共通アドレスでのID取得はお控えください。
ただし、畜舎制度担当者のみが閲覧できる専用アドレスであれば登録は可能です。
個別アドレスや専用アドレスが準備できない場合、従来通り紙での申請をお願いします。

Q8 手続きが完了している申請の閲覧方法を教えてください。

A8 「完了した手続きを表示する」に
チェックを入れてから検索を押すと、
下部の一覧に審査終了と却下の申請も
表示されます。

ステータス	種類	年度	法人名/畜舎	ステータス	申請年月日	文書番号	登録ID	登録期間	操作
<input type="checkbox"/>	【エコ利活産】畜舎施設計画	2021	オースト農場	審査完了	2021/02/18	0000109108	E-0805-30	2021/02/22	🔍
<input type="checkbox"/>	【エコ利活産】畜舎施設計画	2021	オースト農場	審査完了	2020/12/28	0000104836	E-0805-30	2021/02/15	🔍
<input type="checkbox"/>	【エコ利活産】畜舎施設計画	2021	オースト農場	却下	2020/12/22	0000104829	E-0805-30	2021/02/15	🔍
<input type="checkbox"/>	【エコ利活産】畜舎施設計画	2021	オースト農場	審査完了	2020/12/01	0000104790	E-0805-30	2021/02/15	🔍

参考. 申請代行について

- 申請者は、申請代理の機能を利用して、共通申請サービスでの申請内容の入力・申請を、建築士等の申請代行者に委託することが可能です。
 - 建築士等の申請代行者は、自ら取得したアカウント（gBizIDプライム）で共通申請サービスにログインし、申請者に代わって申請内容の入力や申請、審査結果に関する対応を行います。
- ※ 第三者が無断で申請代理を行うことがないよう、申請者及び申請代行者は、共通申請サービス上で、申請代理の委託・受託を行います。この処理は、申請者から申請代行者に依頼する流れとなります。
- ※ 申請代理を委託するための契約などの取り決めについては、別途、申請者と申請代行者との間で事前に行ってください。

・ 申請代行を受任するための準備
「経営体プロフィール」にて「申請代行者の機能を利用する」をチェック

プロフィール設定

共通申請サービスからの各種通知について

重要なお知らせメールを受信する

申請に係るメールを受信する

ニュースレターを受信する

・ 申請代行者の機能を利用する

有効にした場合、他の利用者にあなたの法人名/屋号、代表者名、市町村名までが公開されます。

・ グループ申請の参加依頼を許可する

有効にした場合、他の利用者にあなたの法人名/屋号、代表者名、市町村名までが公開されます。

・ 申請代理の登録

画面上部の「マイページ」をクリックし、「申請委任管理」をクリック。「経営体検索」をクリック

申請委任管理

委任先登録

経営体ID 必須 制度 必須

経営体検索 Search...

過去申請内容の閲覧を許可する 経営体プロフィールの閲覧を許可する

申請を委任した経営体一覧

経営体ID ↑	法人名/屋号	制度	過去...	経営...	ステータス	承諾日	解除日	申請数
E-0016-1763-50	テスト農場3	経営所得安定対策等	可	可	承諾待ち			0

全1件中 1~1 件を表示中

<前 1 次>

1ページあたりの表示件数: 5

マイページ お困り

個人プロフィール

経営体プロフィール

申請委任管理

申請受任管理

グループ管理

帳票出力

申請委任タスク一覧

経営体の切替

申請代理の方法（生産者等の申請者が行う操作）

・申請代理を依頼する代理経営体の登録

「経営体情報検索」画面から申請代行者を検索・選択し、代理経営体として登録

経営体情報検索

検索条件

経営体ID 法人名/屋号

住所

代表者氏名

Q このリストを検索...

経営体ID	法人名/屋号	都道府県+市区町村	代表者氏名
<input type="radio"/> E-0003-0001-14	〇〇行政書士事務所	埼玉県〇〇市	〇〇太郎
<input type="radio"/> E-0003-0018-43	□□行政書士事務所	青森県□□市	□□次郎

経営体ID E-0003-0001-14 法人名/屋号 〇〇行政書士事務所 都道府県+市区町村 埼玉県〇〇市 代表者氏名 〇〇太郎

選択件数：1件 全1件中1~1件を表示中

<前 1 次>

1ページあたりの表示件数：5

申請委任管理

委任先登録

経営体ID

代理経営体を選択後、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」を選択し、同制度に関する申請を行うことを登録

制度

共通

経営所得安定対策等

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

申請代理の登録方法（生産者等の申請者が行う操作）

・申請者に関する情報の閲覧

申請者が過去に申請した内容や経営体プロフィールを、申請代行者による閲覧を認める場合、「閲覧可」を選択

過去申請内容閲覧 可 ⓘ

経営体プロフィール閲覧 可 ⓘ

・代理経営体の確認

申請代行者の「法人名」「代表者氏名」「都道府県+市町村」を確認。

代理経営体の確認

入力された経営体は下記の通りです。

- ・〇〇行政書士事務所
- ・〇〇太郎
- ・埼玉県〇〇市

内容に問題無ければ「代理申請委任」ボタンを押してください。

キャンセル 代理申請委任

「代理申請委託」をクリックすると確認ダイアログが表示されるので、申請代行者情報を確認し、再度「代理申請委託」をクリックすると依頼が完了。

申請委任管理

委任先登録

経営体ID 制度

過去申請内容の閲覧を許可する ⓘ 経営体プロフィールの閲覧を許可する ⓘ 申請を委任する

申請を委任した経営体一覧

経営体ID ↑	法人名/屋号	制度	過去…	経営…	ステータス	承諾日	解除日	申請数
E-0014-1377-82	農林株式会社	畜舎等の建築等及び利…	不可	不可	承諾待ち			0

この時点で代理申請登録は未完了のため、ステータスは「承諾待ち」と表示（申請代行者が承諾して初めて登録される）。

申請代理の登録方法（建築士等の申請代理者が行う操作）

・申請代行者による申請代理の受託

申請代行者は、電子メールやポータル画面の通知欄で、申請者からの申請代理依頼通知が届いていることを確認し、申請代理を受託。

ポータル画面の通知欄の📧マークをクリックすると申請代行者からの結果通知が閲覧可。

事前に申請代理契約等を交わした申請者からの依頼であることを確認後「承諾」クリック。契約等行った覚えのない依頼は「不承諾」クリック。

通知
未開封 2020/12/14 △△一郎様から認定農業者制度の代理申請依頼通知
未開封 2020/12/11 ◇◇花子様から経営所得安定対策等の代理申請依頼通知

△△一郎様から 認定農業者制度の代理申請依頼通知

内容

△△農場 △△一郎様から、認定農業者制度の代理申請の依頼がありました。代理人として、認定農業者制度を申請をしても良いか、承諾、または不承諾を実施して下さい。

閉じる 不承諾 承諾

・申請代理の受託承諾・不承諾

申請代行者により申請代理の受任を承諾した場合、依頼者ステータスは「承諾」、一方不承諾の場合はステータスが「不承諾」と表示。

マイページ ▼ お困りか

- 個人プロフィール
- 経営体プロフィール
- 申請委任管理
- 申請受任管理
- グループ管理
- 帳票出力
- 申請委任タスク一覧
- 経営体の切替

申請代理一覧から、申請代理を承諾したことを確認（不承諾の場合は「不承諾」と表示）。

申請受任管理

申請を受任した経営体一覧

経営体ID ↑	法人名/屋号	制度	過去…	経営…	ステータス	承諾日	解除日	申請数
E-0016-1763-50	テスト農場3	認定農業者制度	不可	不可	承諾	2021/12/07		0
E-0016-1763-50	テスト農場3	家庭菜園制度	可	可	承諾	2021/12/07		1

申請代理の登録方法（建築士等の申請代理者が行う操作）

・申請代理者による申請

承諾した場合、申請代行者は共通申請サービスにおいて依頼者に代わって申請情報の入力が可能に。

申請書の編集：認定農業者制度 農業経営改善計画認定の申請手続

申請内容

申請情報

申請年度 2020 申請年月日 必須

文書番号 申請ステータス

提出先（地域レベル） 提出先（地域名） 必須 Search...

経営体情報

経営体ID E-0003-0001-14 法人番号

法人名/屋号 法人〇〇

住所 埼玉県〇〇市

代表者名 代表者 一郎 代表者名カナ ダイヒョウシャ イチロウ

別名義で申請

帳票出力 キャンセル 削除 一時保存 申請

「申請書の編集」画面の「別名義で申請」をクリックし、経営体情報一覧から経営体を選択。

経営体情報選択

Q このリストを検索...

経営体ID	法人名/屋号	住所	代表者氏名	グループ名
<input type="radio"/> E-0003-0001-14	〇〇行政書士事務所	埼玉県〇〇市	〇〇太郎	
<input type="radio"/> E-0003-0076-28	△△農場	千葉県〇〇市	△△一郎	

選択件数：0件 全2件中1~2件を表示中

<前 1 次>

1ページあたりの表示件数：5

キャンセル 選択

申請後に、審査組織から届く「修正確認」、「差戻」、「承諾」、「却下」等の通知は、依頼者と申請代行者の双方に、電子メール及びポータル画面の「通知欄」で通知。

申請代理の登録方法（建築士等の申請代理者が行う操作）

・過去申請内容と経営体プロフィールの閲覧

依頼者が前述の事項に関して閲覧を可とした場合は以下のように表示される。

あなたの申請一覧 新規 一括登録

検索条件

文書番号 (例) 9999999999 法人名/屋号 (例) 申請太郎 申請後に修正された申請のみ表示する

経営体ID (例) E-9999-9999-99 経営体住所 (例) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

グループID (例) 9999999999 申請年月日 最終更新日(開始) 最終更新日(終了) 完了している申請を表示する

業種 法令名 (例) 〇〇措置法

制度 (例) 〇〇制度 手続 (例) 〇〇証明申請 申請年度 (例) 2020 申請ステータス

提出先(地域名) (例) 〇〇市

制度固有項目 項目値1 申請の検索条件を入力してください

過去申請内容閲覧

条件クリア 申請情報全出力 検索

このリストを検索...

<input type="checkbox"/>	制度	手続	申請...	法人名/屋号	ス...	申請年月日	文書番号	経営体ID	最終更...	編集
<input type="checkbox"/>	経営所得安定...	口座情報	2019	△△農場	審査完了	2019/05/06	0000075268	E-0003-00...	2019/07/12	
<input type="checkbox"/>	認定農業者制...	農業経営改善計...	2015	△△農場	審査完了	2015/04/21	0000075233	E-0003-00...	2015/05/01	

前述のチェック項目で以下のように設定した場合、閲覧可能

前述のチェック項目で以下のように設定した場合、閲覧可能

経営体情報一覧

経営体ID ↑ 法人名/屋号 住所 代表者氏名 構成員数 申請件数 編集

<input type="checkbox"/>	E-0003-0001-14	〇〇行政書士事務所	埼玉県〇〇市	〇〇太郎	35	
<input type="checkbox"/>	E-0003-0076-28	△△農場	千葉県〇〇市	△△一郎	2	

選択件数: 0 件 全 2 件中 1~2 件を表示中

<前 1 次>

1ページあたりの表示件数: 5

申請代理の登録方法（生産者などの申請者が行う操作）

・申請者による申請代理結果通知の確認

申請者は電子メールやポータル画面の通知で受託した旨の申請代理結果通知を確認

通知

このリストを検索…

通知日付	タイトル	発信元	詳細
未開封 2020/12/14	〇〇太郎様から認定農業者制度の代理申請結果通知	〇〇行政書士事務所	
2020/11/12	身元確認通知	〇〇県拠点	

承諾した旨の通知を確認（不承諾の場合は「不承諾」と表示）。

〇〇太郎様から 認定農業者制度の代理申請結果通知

内容

〇〇行政書士事務所 〇〇太郎様から、認定農業者制度の代理申請が承諾されました。

閉じる

承諾した代理経営体一覧に申請代行者の情報とステータス「承諾」が表示される（（不承諾）の場合は「不承諾」と表示）。

マイページ

お困り

- 個人プロフィール
- 経営体プロフィール
- 申請委任管理
- 申請受任管理**
- グループ管理
- 帳票出力
- 申請委任タスク一覧
- 経営体の切替

申請を委任した経営体一覧

このリストを検索…

経営体ID	法人名/屋号	制度	過去…	経営…	ステータス	承諾日	解除日	申請数
E-0016-1762-73	テスト農場	認定農業者制度	不可	不可	承諾	2021/12/07		0
E-0016-1762-73	テスト農場	家庭菜園制度	可	可	承諾	2021/12/07		1

申請代理の解除方法（生産者等の申請者が行う操作）

・申請代理の解除（申請者による申請代理の解除）

申請者は、申請代行者への申請代理を解除可。

※申請代行者から申請代理を解除することは不可。



ポータル画面上部の「マイページ」をクリックし「申請委任管理」をクリック。申請を委託した経営体一覧が表示。右端の▼をクリックし解除。

経営体ID ↑	法人名/屋号	制度	過去…	経営…	ステータス	承諾日	解除日	申請数	
E-0014-1377-82	農林株式会社	畜舎等の建築等及び利…	不可	不可	承諾待ち			0	解除

共通申請サービス

登録解除
登録を解除しました

田中一郎

申請委任管理

委任先登録

経営体ID 必須
制度 必須

経営体検索
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

過去申請内容の閲覧を許可する 経営体プロフィールの閲覧を許可する

申請を委任する

申請を委任した経営体一覧

経営体ID	法人名/屋号	制度	過去…	経営…	委任/…	ステータス	承諾日	解除日 ↑	申…
E-0003-0001-14	〇〇行政書士…	認定農業者制度	可	可	委任元	承諾	2020/12…	2020/12/14	0

・申請代理の解除（申請代行者による申請代理解除の確認）

申請代行者は、電子メールの通知及び共通申請サービスの「申請代理者一覧」画面から、申請代理が解除されたことを確認可。

✓ 登録解除
登録を解除しました

申請を委任した経営体一覧 Q このリストを検索...

経営体ID	法人名/屋号	制度	過去...	経営...	委任/...	ステータス	承諾日	解除日 ↑	申...
E-0003-0001-14	〇〇行政書士...	認定農業者制度	可	可	委任元	承諾	2020/12...	2020/12/14	0

ポータル画面上部の「マイページ」をクリックし「申請委任管理」をクリック。申請代行者情報が表示。申請者が解除した日付が解除日に表示。

変更履歴

Ver.	日付	区分	ページ	変更内容	備考
1.0	R4.2.21	新規作成	—		
1.1	R7.3.4	修正	3	「申請者IDの取得と承認」を削除	